最終更新日：2017年6月9日
株式会社パルグループホールディングス
代表取締役社長　井上隆太
問合せ先：06-6227-0308
証券コード：2726
http://www.palgroup.holdings/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営環境の変化に迅速に対応し、お客様や株主様等のステーク・ホルダーの皆様の期待に応えるため、下記のとおり、経営の迅速性・健全性・透明性を確保することにあると理解しております。

a. 経営の迅速性 ～ 経営意思決定の迅速化
b. 経営の健全性 ～ 経営監視機能の強化、リスク管理の強化、コンプライアンス体制の充実
c. 経営の透明性 ～ 適時、適切な情報開示

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4議決権の電子行使のための環境整備・招集通知の英訳】
当社は、現状の議決権の行使状況から書面による議決権行使制度で支障はないと考えているため、議決権の電子行使制度は採用しておりません。また、招集通知の英訳についても議決権行使状況に特に問題はないと認識しており実施しておりません。今後、株主構成比率の推移、投資家からの要望、費用対効果等を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1-2　開示資料の英訳】
当社は開示資料の英訳について、情報開示・提供を行っておりませんが、今後、株主構成比率の推移、投資家からの要望、費用対効果等を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

【原則4-8、補充原則4-8-1、補充原則4-8-2独立社外取締役の有効な活用】
当社では、独立社外取締役1名と社外監査役2名の体制であり、各々が有する経験と知識を活かして、公正・中立の立場から、当社の持続的な成長と長期的な企業価値の向上に貢献しております。現状において、十分な体制を構築していると判断しておりますが、独立社外取締役を2名以上とすることについては継続的な検討事項といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は取引関係の強化によって得られる当社グループの利益と投資額等を総合的に勘案して、いわゆる政策保有株式として上場株式を保有しております。取締役会は、主要な政策保有株式について中長期的な合理性や将来の見通しについて検証を行います。
政策保有株式の議決権の行使につきましては、株主価値の向上に資するものかを判断した上で適切に議決権を行使いたします。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社が当社役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、会社や株主共同の利益を害することのないように、当該取引について、取締役会において慎重に検討致します。
関連当事者間の取引については、会社法および関連当事者の開示に関する会計基準の規定に従って、開示いたします。

【原則3-1　情報開示の充実】
当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適時適切に行うとともに、株主との建設的な対話を行うために、法令に基づく開示以外の情報提供にも積極的に取り組んでおります。また合理的な範囲において、英語での情報開示・提供を進めております。

(経営理念・経営戦略・経営計画の開示)
社是　新しいファッションライフを提案し社会に貢献したい
経営理念　http://www.palgroup.holdings/company/vision.php
経営計画　決算短信・決算説明会資料等において開示しております。

(コーポレートガバナンスの基本方針の策定・開示)
基本的な考え方は1に記載の通りです。基本方針についてはコーポレートガバナンスガイドラインを制定しております。

(経営陣幹部、取締役・監査役候補の指名方針と手続き)
取締役会では、経営陣幹部の選任にあたっては、性別、年齢および国籍の区別なく、それぞれの人格および識見等を十分考慮のうえ、その職務と責任を全うでき、かつ株主からの受託者責任を認識し、会社や株主共同の利益のために行動できる適任者を指名・選任する方針としています。
なお、取締役候補者の指名の手続としては、上記方針に従い、取締役会の決議に基づき決定しています。

【補充原則4-1-1取締役会と取締役会の権限】
取締役会は、取締役会規程において、法令に準拠して、取締役会で決議するものを明確にしています。また、重要な子会社の社長、本部長、事業部長等が決裁できる範囲は決裁規程で明確にし、円滑な意思決定の促進及び効率的な業務執行を図っております。

【原則4-9　独立性基準】
独立社外取締役の独立性判断基準としては東証の独立性基準を採用しております。

【原則4-11-1　取締役会全体の知識・経験・能力のバランス等に関する方針】
取締役会は、社外取締役に加え、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、その機能が最も効果的・効率的に発揮できる員数を選任します。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有する者を1名以上選任します。

【原則4-11-2　社外役員の兼任状況の開示】
取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために、他の上場会社と兼任する場合には、兼任する上場会社の規模・事業内容・所在地・兼任する職位等に鑑み、当社の取締役会、監査役会の事前準備および出席に支障が発生しない合理的な兼任を基準としております。
なお、取締役の重要な兼任の状況については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性の分析・評価】
取締役・監査役に対して、本年3月にアンケート調査を実施・分析を行い、本年4月開催の取締役会において報告し、今後の課題等について検討いたしました。その結果、当社取締役会は概ね適切に機能しており、取締役会として実効性が確保されていると判断いたしました。他方、実効性を更に高めるために、事前資料の早期配布及び内容の充実を検討することと致しました。

【原則4-14-2　取締役・監査役のトレーニング】
当社では、取締役や監査役、執行役員に必要とされる資質を備えた人材を登用することに加え、必要な研修や情報提供を実施することも重要であると考えています。当社では、取締役、執行役員および監査役に対し、法令上の権限および義務等に関する研修を実施し、必要に応じて外部機関の研修も活用しており、これに加え、社外取締役および社外監査役を新たに迎える際には、当社が属する業界、当社の歴史・事業概要・戦略等について研修を行っております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話をIR活動を通じて積極的に行います。また、株主との建設的な対話を実現するために、株主構造の把握に努めます。
株主との対話に当たっては、インサイダー情報を適切に管理の上、対応します。
株主との建設的な対話に関する事項は、IR担当取締役又は執行役員が中心となり、関連部門と連携を取って適切に対応します。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社スコッチ洋服店	7,479,460	34.00
井上隆太	1,924,668	8.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,240,900	5.64
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,143,700	5.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	675,500	3.07
株式会社三井住友銀行	588,524	2.68
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	549,220	2.50
井上英隆	517,036	2.35
井上英代	398,992	1.81
公益財団法人パル井上財団	300,000	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1．上記のほか、当社は自己株式(1,136,865株)を保有しております。

2．保有割合は、自己株式(1,136,865株)を控除して計算しております。

3．上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社　692,800株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社　452,400株

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部

決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
樋口久幸	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

樋口久幸	○	＜略歴＞ 昭和33年4月　株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 平成2年4月　同行梅田支店長 平成6年8月　同行退職 レッキス工業株式会社専務取締役 平成7年4月　REX INTERNATIONAL U.S.A.,INC ＣＥＯ 平成8年3月　蘇州力克士機電工業有限公司会長 平成12年5月　当社監査役（社外） 平成16年6月　レッキス工業株式会社取締役会長 平成20年5月　当社取締役（社外）（現任） 平成22年7月　レッキス工業株式会社取締役相談役 平成26年6月　同社退職	＜招聘理由＞ 金融機関における長年の経験と、会社経営者としての経験も豊富であるため。 ＜独立役員指定理由＞ 当社とレッキス工業株式会社との取引関係はありません。また樋口久幸氏は、当社のメインバンクである株式会社三井住友銀行の出身者でありますが、預金が借入金を大幅に超過する当社の財政状況から観て、当社と同行との取引関係において、意思決定に対して影響を与え得る取引関係は無いと判断しております。また樋口久幸氏本人においても、平成6年に同行を退社しており、株主の負託を受けた独立機関として、中立･公正な立場を保持していると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室、監査役及び会計監査人は、それぞれの監査計画の策定及び実施等において相互に連携する他、その監査結果の報告及び結果に対する意見交換を通して情報を共有化し、監査の効率化と強化に努めております。これらの監査に基づく結果や情報は、取締役会による執行部門への監督の内容に反映される他、代表取締役の指示を通じて内部統制に係る各管理部門（子会社管理を含む。）による業務フローの整備及びIT システムの整備等に反映されています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
若杉洋一	弁護士													○
森本憲昭	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
若杉洋一		＜略歴＞ 平成6年4月　大阪弁護士登録 大江橋法律事務所（現 弁護士法人大江橋法律事務所）入所 平成13年4月　同事務所パートナー 平成14年8月　弁護士法人大江橋法律事務所社員（現任） 平成20年5月　当社監査役（社外）（現任）	＜招聘理由＞ 弁護士として企業法務や企業再建実務に詳しく、相当程度の知見を有されているため。なお、当社と大江橋法律事務所は顧問契約を締結しております。
森本憲昭	○	＜略歴＞ 昭和44年4月　帝人商事株式会社（現 帝人フロンティア株式会社）入社 平成11年6月　同社米国現地法人代表取締役社長 平成14年6月　同社取締役 平成18年6月　同社常勤監査役 平成20年6月　同社退職 平成23年5月　当社監査役（社外）（現任）	＜招聘理由＞ 長年に亘り、当社が属する業界において海外取引に通じ、会社経営も経験され、高い見識を有し、業界の状況にも精通しているため。 ＜独立役員指定理由＞ 本人は、過去にNI帝人商事株式会社（現 帝人フロンティア株式会社）の業務執行者でありましたが、当社と同社とは、何らの人的関係、資本的関係はなく、取引関係その他の特別の利害関係はありません。なお、当社と同社とは、仕入取引はありますが、衣料品関係の仕入全体に占めるシェアは僅か0.9%と極めて軽微であり、主たる取引者たる地位を占めておりません。また本人と当社とは、平成23年3月1日付にて顧問契約を締結しておりますが、社外監査役候補者としての当社の実態掌握と経営全般に関するアドバイスを受けるためであり、平成23年5月26日開催の当社第39回定時株主総会において、当社社外監査役として選任と同時に、当該顧問契約を解除しております。以上から株主の付託を受けた独立機関として、中立･公正な立場を保持していると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

平成29年5月末日現在　実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

連結報酬等の総額が1億円以上である対象者はおりませんので、個別の記載はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役に対する報酬等は、当社定款第22条及び第28条において、それぞれ、株主総会の決議をもってこれを定めることとしております。狭義の報酬は、株主総会にて決議された限度額（取締役分として年額1,000,000千円以内(内、社外取締役50,000千円以内)、監査役分として年額100,000千円以内）の範囲内で、役員の地位、責任の内容等に基づき、内規に従って年俸額を決定し、分割月額支給しております。賞与は、業績連動しており、内規に従って、その寄与度・貢献度に応じて支給されますが、支給額については、取締役会及び監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役につきましては、取締役会において、内部監査、監査役監査及び会計監査等その他内部統制及びコンプライアンス等に係る重要事項の報告を受けることにより情報を共有する他、必要な場合は意見を表明します。社外監査役につきましては、監査役の一員であり、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載の通りであります。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役設置会社であり、3名の監査役で監査役会を構成しております。社外監査役は2名であります。取締役は8名で取締役会を構成しており、社外取締役は1名であります。原則として監査役及び執行役員を含む役員全員が出席する定例取締役会を、月1回定期的に開催しております。
当社では、社外役員の招聘による経営監視機能の強化に努め、経営方針・経営戦略に中立性・客観性を確保しております。又、取締役の責任を明確にする為、平成18年5月開催の株主総会にて定款変更を行い、取締役の任期を短縮し1年としております。また、業務執行機能の迅速化・強化のために、執行役員制度も導入しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え」を実現するため、上記の「コーポレート・ガバナンスの体制」を採用しており、執行役員制度の導入等により経営の迅速性を図り、監査役設置会社形態を基本に経営監視機能の強化を図るとともに各種委員会を設置し独立性のある社外取締役や社外監査役の招聘等により経営の健全性即ち経営方針・経営戦略に中立性・客観性を確保しております。また、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示する体制を構築しております。

（適時・適切な情報開示体制）
当企業集団は、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本姿勢として、ディスクロージャーポリシーを制定し、開示基準を明確化しております。重要な内部情報は、所定の手続きを経て、内部情報管理担当役員にて一元管理され、開示に関する役員連絡会にて開示基準に合致すると判断された重要情報は、手続き上可能な限り迅速に開示しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末の決算発表後に定期的にアナリスト、機関投資家向けの決算説明会を開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	第2四半期及び期末の決算発表後に開催される決算説明会の資料を当社ホームページに定期的に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	一般投資家に対しては総務部を担当部署とし、アナリスト、機関投資家に対しては経営企画室を担当部署としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社では、ＮＰＯ法人「地球と未来の環境基金」（ＥＦＦ）が奈良県吉野町で行う生物多様性を促進するための広葉樹の植林活動に協賛し、「ＰＡＬフォレスト植林活動」として、2011年11月の第1回の植樹を手始めに、毎年者にでボランティアを募り、積極的に参加しております。 この活動は、生物多様性を促進することで地球温暖化対策となるとともに、山林の貯水機能を強化し、豊かな水を蓄えることが出来るほか、災害防止の一助となるものです。 また、平成25年9月に「一般財団法人パル井上財団」を設立し、平成26年4月に公益財団として認可を受け、ファッション産業や関連する分野の人材育成を目的として、奨学金の給付を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報を適時適切に開示することを基本姿勢として、ディスクロージャーポリシーを制定し、開示基準を明確化しております。重要な内部情報は、所定の手続きを経て、内部情報管理担当役員にて一元管理され、開示に関する役員連絡会にて開示基準に合致すると判断された重要情報は、手続き上可能な限り迅速に開示しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(A)内部統制システムに対する基本的考え方

当社は、内部統制システムを、業務の有効性･効率性、コンプライアンス、財務報告の信頼性、資産保全を図り、お客様や株主その他ステークホルダーの皆様との信頼関係を深め、社会的責任を重視した経営を持続的に推進する為、その支えとなる主として下記の体制･システムと理解しております。

a.コンプライアンス体制
b.リスク管理体制
c.子会社管理体制
d.取締役の職務の効率性を確保するための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(B)内部統制システムの整備状況

a.コンプライアンス体制

『企業行動憲章』及び『従業員行動規範』を制定･文書化し、企業文化として定着するよう全従業員への徹底を心がけております。コンプライアンス委員会の管理のもと、内部通報制度として、法律事務所と提携し内部通報ホットラインを設置しており、社員に対してその周知を図り、かつその適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題の把握と解決に努めております。

b.リスク管理体制の整備状況

当社の事業内容や経理･財務状況等におけるリスクを役員及び幹部職員で構成するリスク管理委員会にて掌握し、役員、幹部職員が共有化し、部門別に管理しております。又、万一リスクが発生した場合、又はリスクの発生が予見される場合は、リスクの内容及び程度等に応じて、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを適切に組織する等、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるよう、迅速な対応を行います。

c.子会社管理体制

各子会社は、当社からの経営管理･指導内容、又は当社との間の取引･会計処理が、コンプライアンス上問題があると認めた場合や自社において、コンプライアンスやリスクに関する重要な事象が発生若しくは発生が予見される場合には、内容に応じて、速やかに当社の内部監査室など関係各部室に直接報告するものとし、当該報告を受けた部室は、当社の場合に準じた対応をする一方で、監査役にも遅滞無く報告を行うこととしています。

d.取締役の職務の効率性を確保するための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

･取締役、取締役会及び業務執行の状況

取締役会は、監査役の出席のもと、原則として毎月1回、その他必要に応じて開催し、年度計画や中期経営計画に基づく各執行ラインの活動を、その進捗状況に関する実績報告を通して、業務執行状況を監督し、経営上の重要事項を審議･決定しております。なお、平成20年5月開催の株主総会において社外取締役を1名招聘･選任し、以降、適時適切な助言をいただいております。

業務の執行は、代表取締役社長が、取締役会の決定した基本方針に基づき、業務執行上の最高責任者として、当社の業務を統括しております。各取締役の業務の執行は、業務分掌規程、職務権限規程に基づいて行われております。また、執行役員制度を導入し、業務執行機能の迅速化を図っています。

･顧問弁護士

弁護士法人大江橋法律事務所と顧問契約を締結している他、内部通報制度上の通報ラインの窓口業務やその他の法的サービスを継続的に受けております。

･委員会等

*グループ経営会議

グループ全体の事業戦略、経営課題、財務事項など重要事項の審議や通達を行う機関として、当社取締役及びグループ中核会社社長をメンバーとする「グループ経営会議」を3ヵ月に1回定期的に開催しております。

* コンプライアンス委員会

社長の諮問機関として、コンプライアンスに関する基本方針に付いて、検討し答申致しております。

* リスク管理委員会

社長の諮問機関として、リスク管理･危機管理に関する基本方針に付いて、検討し答申致しております。

･監査役、監査役会及び監査の状況

監査役制度を採用し、監査役3名のうち2名が社外であります。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、適時適切な意見の表明又は助言を通して、若しくは監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づく業務や財産の状況の監査を通して、取締役の業務執行を監査しております。また、いつでも取締役等に対し報告を求めることができる他、代表取締役との定期的な意見交換会の場も設けております。

また、監査役は、会計監査人や内部監査室と情報を共有化しており、監査の効率化と強化に努めております。この他、監査業務に必要な場合には、外部専門家の助言を受ける機会は保証されており、補助者の配置等も要求できます。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、従来から、反社会的勢力とは一切の接触を持たず、反社会的勢力には毅然とした対応をすることを基本方針とし、総務人事部が、弁護士･警察等と緊密に連携を取りつつ対応する体制をとっております。

その方針及び取組み姿勢は、企業行動憲章、パル従業員行動規範、マニュアル等に記載し、全役職員に対し、周知徹底を図っております。また、総務人事部を窓口として、警察、企業防衛対策協議会等と反社会的勢力に関する情報の交換を行い、必要な情報は、イントラネット掲載、朝礼その他の会議体での連絡等を通じて、全役職員に対し、周知徹底を図っております。

その他に、当社の所定契約書には全て暴排条項を明記するとともに、契約締結手続に関する社内のルールについても改定し、反社会的勢力の排除に向けた体制整備を行っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。買収防衛策についても、現時点では、特に導入しておりませんが、企業価値を損なうような買収に対応するため、弁護士等専門家のアドバイスを受けつつ、社内で株式会社の支配に関する基本方針についての検討を重ねてまいります。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

会計監査の状況
1.会計監査人及び会計監査の状況
　当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で、監査契約を締結しており、法律の規定に基づいた会計監査を実施しております。必要に応じて、監査役へは、監査報告･意見交換により、情報を共有化しており、監査の効率化と強化に努めております。なお、当社と当社の会計監査人若しくは監査に従事する当該監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

2.会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
　当社の会計監査人においてその職務遂行に関する公正さの確保ができないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には解任又は不再任とします。

3.会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要
当社は、会計監査人と責任限定契約の締結は行っておりません。

